

熊本県地下水保全条例施行規則(平成2年熊本県規則第56号)新旧対照表

旧		新	
別表第1(第3条関係) 対象事業場		別表第1(第3条関係) 対象事業場	
区分	業種	区分	業種
1 鉱業	(1) 金属鉱業	1 鉱業、採石業、砂利採取業	(1) 金属鉱業
	(2) 石炭・亜炭鉱業		(2) 石炭・亜炭鉱業
	(3) 原油・天然ガス鉱業		(3) 原油・天然ガス鉱業
	(4) 非金属鉱業		(4) 採石業、砂・砂利・玉石採取業
			(5) 窯業原料用鉱物鉱業
			(6) その他の鉱業
2 製造業	(1) 繊維工業	2 製造業	(1) 繊維工業
	(2) 衣服・その他の繊維製品製造業		
	(3) 木材・木製品製造業		(2) 木材・木製品製造業
	(4) パルプ・紙・紙加工品製造業		(3) パルプ・紙・紙加工品製造業
	(5) 出版・印刷・同関連産業		(4) 印刷・同関連業
	(6) 化学工業		(5) 化学工業
	(7) 石油製品・石炭製品製造業		(6) 石油製品・石炭製品製造業
	(8) プラスチック製品製造業		(7) プラスチック製品製造業
	(9) ゴム製品製造業		(8) ゴム製品製造業
	(10) なめし革・同製品・毛皮製造業		(9) なめし革・同製品・毛皮製造業
	(11) 窯業・土石製品製造業		(10) 窯業・土石製品製造業
	(12) 鉄鋼業		(11) 鉄鋼業
	(13) 非鉄金属製造業		(12) 非鉄金属製造業
	(14) 金属製品製造業		(13) 金属製品製造業

	<u>(15) 一般機械器具製造業</u> <u>(16) 電気機械器具製造業</u> <u>(17) 輸送用機械器具製造業</u> <u>(18) 精密機械器具製造業</u> <u>(19) 武器製造業</u> <u>(20) その他の製造業</u>		<u>(14) はん用機械器具製造業</u> <u>(15) 生産用機械器具製造業</u> <u>(16) 業務用機械器具製造業</u> <u>(17) 電子部品・デバイス・電子回路製造業</u> <u>(18) 電気機械器具製造業</u> <u>(19) 情報通信機械器具製造業</u> <u>(20) 輸送用機械器具製造業</u> <u>(21) その他の製造業</u>
3 卸売・小売業	(1) 自動車小売業	3 卸売業、小売業	(1) 自動車小売業
4 サービス業	(1) 洗濯業(コインランドリー業を含む。) (2) 洗張・染物業 (3) 写真業 <u>(4) 自動車整備業</u> <u>(5) 機械修理業</u> <u>(6) 商品検査業</u> <u>(7) 計量証明業</u> <u>(8) 病院</u> <u>(9) その他の医療関連</u> サービス業 <u>(10) 保健所</u> <u>(11) 検疫所(動物検疫、植物防疫を除く。)</u> <u>(12) その他の保健衛生(検査業に限る。)</u>	4 サービス業	(1) 洗濯業(コインランドリー業を含む。) (2) 洗張・染物業 (3) 写真業 <u>(4) 写真プリント、現像・焼付業</u> <u>(5) 自動車整備業</u> <u>(6) 機械修理業</u> <u>(7) 電気機械器具修理業</u> <u>(8) 商品検査業</u> <u>(9) 計量証明業</u> <u>(10) 病院</u> <u>(11) その他の医療に附帯するサービス業</u> <u>(12) 保健所</u> <u>(13) 検疫所(動物検疫所、植物防疫所を除く。)</u> <u>(14) 検査業</u>

	(13) 高等学校、専修学校・各種学校その他の教育施設で農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う事業場又は高等教育機関(人文科学のみに係るものを除く。)
	(14) 自然科学研究所
	(15) 他に分類されないサービス業(動物検疫所、植物防疫所、家畜保健衛生所に限る。)
5 公務	(1) 国家公務・地方公務(警察、海上保安庁等における犯罪鑑識のための検査室を設置する事業場に限る。)
備考 この表に掲げる業種に属する工場又は事業場の区分は、日本標準産業分類(昭和 59 年行政管理庁告示第 2 号)による。	

別表第 2(第 6 条関係)

対象化学物質を含むものとしての要件

対象化学物質の種類	判定基準値
(略)	(略)
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.04 ミリグラム
(略)	(略)

別表第 3(第 7 条関係)

特別排水基準

対象化学物質の種類	許容限度
(略)	(略)
1,1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム

	(15) 高等学校、専修学校・各種学校その他の教育施設で農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う事業場又は高等教育機関(人文科学のみに係るものを除く。)
	(16) 自然科学研究所
	(17) 他に分類されないサービス業(家畜保健衛生所に限る。)
5 公務	(1) 国家公務・地方公務(警察、海上保安庁等における犯罪鑑識のための検査室を設置する事業場に限る。)
	(2) 国家公務(動物検疫所又は植物防疫所に限る。)
備考 この表に掲げる業種に属する工場又は事業場の区分は、日本標準産業分類(令和 5 年総務省告示第 256 号)による。	

別表第 2(第 6 条関係)

対象化学物質を含むものとしての要件

対象化学物質の種類	判定基準値
(略)	(略)
六価クロム化合物	1 リットルにつき六価クロム 0.01 ミリグラム
(略)	(略)

別表第 3(第 7 条関係)

特別排水基準

対象化学物質の種類	許容限度
(略)	(略)
1,1—ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.1 ミリグラム

(略)	(略)
別表第 4(第 12 条関係) 対象化学物質浄化基準	
項目	基準
(略)	(略)
六価クロム化合物	<u>1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリ グラム</u>
(略)	(略)
1,1—ジクロロエチレン	<u>1 リットルにつき 0.02 ミリグラム</u>
(略)	(略)
備考 (略)	

(略)	(略)
別表第 4(第 12 条関係) 対象化学物質浄化基準	
項目	基準
(略)	(略)
六価クロム化合物	<u>1 リットルにつき六価クロム 0.02 ミリ グラム</u>
(略)	(略)
1,1—ジクロロエチレン	<u>1 リットルにつき 0.1 ミリグラム</u>
(略)	(略)
備考 (略)	